

令和5年度長期研修実施要項

千葉市教育委員会

1 目的

この研修は、教育公務員特例法第22条第3項に規定する長期の研修として現職の千葉市立小・中・特別支援学校の教員に対し、公務による長期の研修の機会を与え、学校教育実践上の諸課題に関する研究を行うとともに、諸研修を通して教育専門職としての資質能力を高め、本市教育の推進者を育成することを目的とする。

2 研修区分及び研修内容

研修内容や派遣先により、当該研修を次の四つに区分する。

(1) 教科等研修

大学・教育関係機関等へ派遣し、以下に掲げる諸教育課題について研修を行わせる。

- ① 教科（※外国語活動は、外国語科を含む）
- ② 特別の教科 道徳
- ③ 総合的な学習の時間
- ④ 特別活動
- ⑤ 学校・学年・学級経営
- ⑥ 現代的課題
- ⑦ 千葉市の教育課題（学校経営評価、基礎学力の向上を目指すカリキュラムの開発、個に焦点を当てた評価方法の開発、人権教育等）

(2) 特別支援教育研修

大学・教育関係機関等へ派遣し、以下に掲げる諸教育課題について研修を行わせる。

- ① 視覚障害
- ② 聴覚障害
- ③ 知的障害
- ④ 言語障害
- ⑤ 肢体不自由
- ⑥ 病弱・身体虚弱
- ⑦ 自閉症・情緒障害
- ⑧ 重度・重複障害
- ⑨ LD、ADHD の教育
- ⑩ 特別支援教育に関する課題（特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の構築、交流及び共同学習を通じた障害者理解の推進、個別の教育支援計画の作成と活用等）

(3) 教育臨床研修

教育関係機関等へ派遣し、研修先のカリキュラムに基づき、学校教育で生ずる生徒指導上の諸課題の解決に必要な実践的知識・態度・技術を修得する研修を行わせる。

(4) 企業等派遣研修（今年度は募集休止）

3 派遣人数

派遣人数については、3名程度とする。

4 研修期間

(1) 教科等研修

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とする。

(2) 特別支援教育研修

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とする。

(3) 教育臨床研修

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とする。

(4) 企業等派遣研修（今年度は募集休止）

5 志願資格

原則として、6年以上の教職経験（特別支援教育研修については、この教職経験のうち、3年以上の特別支援教育経験）を有する千葉市立小・中・特別支援学校の教員。

6 研修場所に関する取扱い

主たる研修場所を離れて研修を行う場合は、事前に所属長の承認を受けるものとする。

7 実施機関

長期研修は千葉市教育委員会が実施し、募集・選考及び運営等に関する事務は、学校教育部教育指導課が行う。

8 長期研修生の決定

長期研修生は、志願資格を有する者の中から、選考により千葉市教育委員会教育長が決定する。

9 経費負担

(1) 長期研修生への給与は、千葉市教育委員会が負担する。

なお、主たる研修場所への通勤に要する経費は、通勤手当として支給する。

(2) 研修先での受講料等は、長期研修生の負担とする。

10 服務

(1) 服務については、在籍校において所属長が監督する。

11 共通研修の実施

長期研修生は、原則として学校教育部教育指導課、教育改革推進課及び教育センター、養護教育センターが実施する共通研修に参加しなければならない。

12 長期研修生研究報告書

長期研修生は、研修の成果を長期研修生研究報告書にまとめ、千葉市教育委員会に提出するものとする。

なお、様式等については学校教育部教育指導課長が別途指示する。

13 研修修了証書の交付

千葉市教育委員会は、研修修了の認定を行い、研修修了証書を交付するものとする。

14 長期研修生に対する措置

長期研修生が次の事項に該当するときは、学校教育部教育指導課長は必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 長期研修生としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) その他、研修に専念することができない事情が生じたとき。

15 研修終了後の取組

長期研修終了後は、各研究分野の専門性を生かし、ミドルリーダーとしての力量を高めるとともに若年層教員等の指導力向上を図るために、千葉市教育委員会が定めるマイスター教職員として2年間活動するものとする。